

2011年3月10日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年3月2日付けで諮問（第468号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより「ア 平成22年12月3日付け 弁護士法第23条の2に基づく照会」を除き、認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京弁護士会会長より、弁護士法第23条の2（「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め

ることができる。」)に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東京弁護士会会長に対し、生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 組織犯罪分析課司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項(「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」)に基づき捜査のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 組織犯罪分析課司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、同審議会に諮問するものである。

また、警視庁蒲田警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項(「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」)に基づき捜査のため、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁蒲田警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、同審議会に諮問するものである。

また、横浜地方検察庁検察官検事より、刑事訴訟法第507条(「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」)に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜地方検察庁検察官検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、同審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 平成22年12月3日付け 弁護士法第23条の2に基づく照会

(ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給の有無・生活保護受給期間

- (イ) 目的外に提供する相手方
東京弁護士会会長
- (ウ) 目的外提供の根拠規定
弁護士法第23条の2
- (エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

- a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。弁護士法第23条の2「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会会長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

- b 目的外に提供する必要性

本件の照会は、「老朽化建物の明け渡しに際し、対象者が自らの経済状態が極めて悪く、経済苦の状況であることから立退費用、引越費用等、多額の費用を提供する旨申し入れているにもかかわらず、引越は叶わないとしているが、このような弁解は、そもそも入居に当たり年収600万円近くもの収入があるとして入居した事情と明らかに矛盾することから、そもそもそのような職にいたのか、ないしは、まったく不実の申し出において賃貸借契約に至ったかを確認するため。」とのことであった。本件の目的外提供に係る個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係わる個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係わる個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

イ 平成23年1月18日付け 捜査関係事項照会書

- (ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給開始、終了年月日、受給金額、現住所、担当者、診療医療機関、その他（受給方法：口座振込の場合、金融機関及び口座番号）

- (イ) 目的外に提供する相手方

神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 組織犯罪分析課司法警察員

- (ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

- (エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 組織犯罪分析課司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 組織犯罪分析課に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当課において捜査中の携帯電話不正利用防止法被疑事件の被疑者となっており、保護受給者の経済状況を確認することで、どの程度の生活をしていたかを把握し、なぜ犯行に及んだか動機を解明するため、容疑の裏付けを行う必要がある。また、6その他の内容について確認したところ口座の出入金の把握により容疑の裏付けを行う必要性から受給方法についても回答を依頼したい。」とのことであつた。本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

ウ 平成23年2月1日付け 捜査関係事項照会書

(ア) 目的外に提供する個人情報

生活保護受給者の生活保護受給期間、その間の住居地、受給金額（家賃分、生活費分）、受給方法（口座振込であれば、その金融機関及び口座番号）・受給者から婚姻についての申告の有無、配偶者及び同居人の有無

(イ) 目的外に提供する相手方

警視庁蒲田警察署司法警察員

(ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

(エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第

2項に基づくものである。刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警視庁蒲田警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について警視庁蒲田警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の電磁的公正証書原本不実記録・同供用被疑事件の被疑者となっており、保護受給者の経済状況を確認することでどの程度の生活をしてきたかを把握し、なぜ犯行に及んだか動機を解明するための裏付けをしたい。」とのことであった。本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

エ 平成23年1月31日付け 裁判執行関係事項照会

(ア) 目的外に提供する個人情報

保護の方法（保護施設の利用，保護開始の日，保護停止又は廃止決定の有無，現在の生活状況（資産状況），受給時の住居

(イ) 目的外に提供する相手方

横浜地方検察庁検察官検事

(ウ) 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

(エ) 目的外提供に対する実施機関の考え

a 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。しかし、本件照会は、正当な請求権を有し

た横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

なお、生活福祉課では、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

b 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方検察庁検察官検事に問い合わせたところ、「当庁において裁判で罰金刑を科されたものの支払いが滞っている状況なので、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況等を確認し、執行する必要がある。」とのことであった。本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

ア 平成22年12月3日付け 弁護士法第23条の2に基づく照会

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、現住居老朽化についての建物の明渡を求める業務を行うものであり、本人通知をした場合には、挙証資料等の隠滅を図る恐れがあり、本件業務の遂行に支障が生じる場合もあり得るとの事を東京弁護士会に確認したことから、本人通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

イ 平成23年1月18日付け 捜査関係事項照会書

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の場合、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

ウ 平成23年2月1日付け 捜査関係事項照会書

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の場合、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略

することとしたい。

エ 平成23年1月31日付け 裁判執行関係事項照会

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外提供は、罰金刑の執行を行うものであり、本人通知をした場合には、居所を移す等当該罰金刑の執行に支障が生じることを執行機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 弁護士法第23条の2に基づく照会「照会事項書」

平成23年1月18日付け 捜査関係事項照会書

平成23年2月1日付け 捜査関係事項照会書

平成23年1月31日付け 裁判執行関係事項照会

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 平成22年12月3日付け 弁護士法第23条の2に基づく照会

本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「老朽化建物の明け渡しに際し、対象者が自らの経済状態が極めて悪く、経済苦の状況であることから立退費用、引越費用等、多額の費用を提供する旨申し入れているにもかかわらず、引越は叶わないとしているが、このような弁解は、そもそも入居に当たり年収600万円近くもの収入があるとして入居した事情と明らかに矛盾することから、そもそもそのような職にいたのか、ないしは、まったく不実の申し出において賃貸借契約に至ったかを確認するため。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係わる個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 平成23年1月18日付け 捜査関係事項照会書

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当

課において捜査中の携帯電話不正利用防止法被疑事件の被疑者となっており、保護受給者の経済状況を確認することで、どの程度の生活をしていたかを把握し、なぜ犯行に及んだか動機を解明するため、容疑の裏付けを行う必要がある。口座の出入金の把握により容疑の裏付けを行う必要性から受給方法についても回答を依頼したい。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

ウ 平成23年2月1日付け 捜査関係事項照会書

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁蒲田警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の電磁的公正証書原本不実記録・同供用被疑事件の被疑者となっており、保護受給者の経済状況を確認することでどの程度の生活をしていたかを把握し、なぜ犯行に及んだか動機を解明するための裏付けをしたい。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

エ 平成23年1月31日付け 裁判執行関係事項照会

本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官検事によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「当庁において裁判で罰金刑を科されたものの支払いが滞っている状況なので、保護の有無はもとより保護受給者の経済状況等を確認し、執行する必要がある。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件の裁判執行に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

なお、生活福祉課では、当該裁判の裁判所、判決日及び事件番号を確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 平成22年12月3日付け 弁護士法第23条の2に基づく照会

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本人は既に、貸主が老朽化建物の明け渡しを求めていることを知っており、

本人と利害が対立している貸主に情報が伝わる可能性のある本件の目的外提供をすることについて、本人通知を省略する合理的な理由があるとは認められない。

イ 平成23年1月18日付け 捜査関係事項照会書

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供については捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ウ 平成23年2月1日付け 捜査関係事項照会書

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供については捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与しているため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

エ 平成23年1月31日付け 裁判執行関係事項照会

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供については裁判執行のために行うものであり、実施機関では、本件の目的外提供は罰金刑の執行を行うものであり、本人通知をした場合には、居所を移す等当該罰金刑の執行に支障が生じることを執行機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上